

01 アイヌ民族・和人について

1-1 アイヌ・和人という言葉

アイヌ民族は、和人（大和民族）とは異なる独自の言語や文化をもつ先住民族です。国勢調査では、民族を確認する項目がないため、アイヌ民族や和人の人口はわかりませんが、北海道庁が2017（平成29）年に実施したアイヌ生活実態調査によれば、《ヤウンモシリ》（北海道）内に少なくとも約1万3千人のアイヌ民族が暮らしています（この数値は、同調査への回答者数です）。しかし、アイヌ民族への深刻な差別を背景に、アイヌ民族の血統がありながら、あるいはアイヌ民族としてのアイデンティティをもちながら、差別を怖れてそのことを公にしない人々も少なくありません。したがって、アイヌ民族としてのアイデンティティを持つ人の数は、全国で5万人とも10万人ともいわれています。

この《アイヌ》という言葉が、アイヌ民族を指す民族呼称として広く日本で使われるようになるのは、民族間の接触が増えてからのことだと考えられます。

《アイヌ》という言葉は、アイヌ語で「人間」を意味します。

さらに、妻の側からみた夫、子供の側からみた親（父親）、女性の側からみた男性、男性の敬称としても使います。従って《アイヌ》という言葉は、差別や蔑視の気持ちを含んだ悪意のある言葉ではありません。

ところが、江戸時代の後半から明治時代以降、《ヤウンモシリ》（北海道）に本州以南から多くの人々が移住する中で、アイヌ民族を蔑視する風潮が生まれました。

このため、アイヌ民族の組織である北海道アイヌ協会は、昭和36年に名称を北海道ウタリ協会と《アイヌ》から《ウタリ》に変更しました。また、北海道庁など行政機関でも、アイヌ民族を表すのに《アイヌ》という言葉を使わずに、《ウタリ》という言葉を用いるようになりました。《ウタリ》という言葉は、本来は身内、親戚などを指すアイヌ語であり、さらに仲間、同胞という意味合いも含まれます。

しかし、現在ではアイヌ民族は、再び《アイヌ》という誇りのある言葉を使うようになってきました（北海道ウタリ協会も2009（平成21）年に、再び北海道アイヌ協会という名称に変更しています）。行政や報道では「アイヌの人々」と表現されることもありますが、一個の民族集団であることを明確にするためにも

「アイヌ民族」と表現することが望ましいでしょう。

和人とは、本州以南から《ヤウンモシリ》（北海道）に入植、移住した人々のことで、アイヌ語で《シサム》と呼びました。これは「隣人」の意味です。一般には「日本人」と呼ばれますが「日本人」は「日本国籍を持つ者」と同じ意味で使われることも多く、そのように考えるとさまざまな民族を指すこととなります（◆用語解説【国民】7頁を参照）。そうした曖昧さを回避するため、日本語・日本文化びとを指して「和人」が使われます。「和民族」という言葉も提起されていますが、まだ十分な検討を経ていないため、本書では比較的長く使われてきた「和人」を用います。

1-2 先住民族

「先住民族」は、indigenous peoples という英語を訳したもので、直訳すると「（ある土地に）もともと暮らしていた人々の集団」という意味になります。近代国家は、合意によって成立し、合意に基づいて運営されるとされますが、先住民族については、土地の併合、国民への統合について合意があったとみなすことは困難です。こうして、先住民族を抱える諸国では、合意なく土地を併合し、合意なく国民に統合し、固有の文化に深刻な打撃を与え、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこんできたことが不正であった、と理解されるようになってきました（◆用語解説【近代国家】6頁を参照）。

1970年代以降、世界各国の先住民族がグローバルに連携して、各国内における政治的・経済的・社会的地位の向上や「先住民族の本来の権利」の保障を求めるようになり、1980年代から国連でも、各国の政府代表と先住民族の代表が一堂に会して議論されるようになりました。2007（平成19）年9月の国連総会において、20年以上にわたる議論の成果として、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、日本政府も賛成しました。2008（平成20）年6月には、日本の国会でも、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で可決され、日本政府も、アイヌ民族が先住民族であると認め、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（以下、「有識者懇談会」といいます。）」を設置しました。有識者懇談会は、2009（平成21）年7月に「報告書」を提出しています。

以上のとおり、「先住民族」は、1970年代以降、国際的に普及するようになって

た新しい用語であり、その政治的意味を理解する必要があります。有識者懇談会の「報告書」では、「一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族」と説明されています。まず、先住民族は、「ある土地が近代国家（◆用語解説【近代国家】6頁を参照）の領土とされるよりも〈先〉にその土地に〈住〉んでいた〈民族〉」であり、「近代国家をつくった諸民族とは文化やアイデンティティが異なる民族」です。そして、「合意を求められることも、合意をすることもなく、住んでいた土地を近代国家の領土とされ、国民（◆用語解説【国民】7頁を参照）に統合された結果、国民における少数民族となり、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこまれてしまった民族」であり、「現在もなお独自の文化やアイデンティティを大切にしている民族」です。

「報告書」は、「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌ民族の文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任がある」と指摘し、「ここでいう文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体という意味で捉えるべきである」としています。また、新たなアイヌ施策を円滑に推進していくためには、国民の正しい理解が不可欠であるとし、民族共生象徴空間の設立を提言しました。

この「報告書」の提言を具体化するため、2009（平成21）年12月に、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議（以下、「推進会議」といいます。）」が設置され、2014（平成26）年6月に、民族共生象徴空間と国立アイヌ民族博物館の設置が閣議決定されました。その後、推進会議では、アイヌ政策の根拠となる新しい法律について検討され、2019（平成31）年4月、国会において、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下、「アイヌ施策推進法」といいます。）」が可決されました（5月から施行）。

アイヌ施策推進法は、アイヌ民族を差別してはならないと定めるとともに（4条）、アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現に努めるよう国民に求めています（6条）。また、地域住民の要望を把握しやすい市町村が、地域のアイヌ民族の要望を踏まえてアイヌ施策推進計画を策定し、国から交付金を受けてアイヌ施策を実施するという、交付金制度が設けられました。同法については、アイヌ民

族にとって大きな一歩との評価やアイヌ施策拡充への期待がある一方で、国連宣言にある「先住民族の権利」が認められていないとの批判や、生活や教育の向上につながらないのではないかとといった不安の声もあり、今後の交付金制度の運用が注目されています。

◆用語解説【近代国家】

近代国家とは、現在の国際社会を構成している各国のことであり、日本も近代国家です。近代国家は、人口・経済規模・軍勢力等の差異に関係なく、相互に独立しており、対等であると国際条約で決められています。他国と対等に、他国から干渉されることなく自国のことを決める権力のことを「主権」といいます。

ところで、白衣を着て、患者を治せる人が医師なのかというと、そうではありません。医師法によって医師という身分が設けられ、医師法にその身分を取得するための要件も定められており、その要件をクリアした人が医師です。医師は、医師法に定められている医療行為をしなければなりません。これと同じように、憲法によって国会議員、内閣総理大臣、裁判官といった身分が設けられ、公職選挙法、国会法、司法試験法などによってそれぞれの身分を取得するための要件が定められているから、その要件をクリアした人が国会議員、内閣総理大臣、裁判官になることができ、憲法や様々な法律で認められている権限を行使できるわけです。国会、政府、裁判所といった組織も憲法によって設けられ、それぞれの役割も憲法に定められています。このように、近代国家は、憲法に基づいて確立され、憲法に基づいて運営される「制度」です。

近代国家という制度は、ヨーロッパにおいて確立されました。中世のヨーロッパでは、人々が有力者に従い、有力者がより有力な者に従うという構造において、もっとも有力な国王の支配する範囲が国でした。当時のヨーロッパには、国王の数だけ国があって、他の国王を打ち負かしてヨーロッパ全体を支配しようと、お互いに戦争をしかけていました。戦争は当たり前のことで、戦争の結果によって国王の支配する範囲も常に変動していたわけです。しかし、戦争に明け暮れる日々が続くにつれて、人々の不満は高まり、戦費の支出で国王の財産も激減したため、諸国の国王が一堂に会して、そのときに支配していた範囲を領土として確定し、戦争によって変動させてはならない国境を定めました（ウエストファリア条約）。国際条約という法によって、領土や国境という概念が確立されたのです。しかし、主権が国王のものとなったため、ヨーロッパは、中世絶対王政期を迎えます。国とは何かと問われれば、「国王そのものである」という時代であり、国王が国を統治するあらゆる権力を独占したため、国内の人々は、国王の横暴な政治に苦しめられるようになりました。また、国王を頂点に聖職者、貴族、庶民等々と続く身分制も確立されたため、人々は、生まれによって人生を決められてしまい、自身の人生を自由に生きることができませんでした。やがて人々は、その不満を爆発させ、武器をもって立ち上がり、国王の居城に攻めこんで国王を捕らえ、処刑します（フランス革命）。こうして絶対王政は打倒され、身分制も解体されました。身分の束縛から解放され、ただの人間となった人々は、ひとりひとりが人生を自由に生きられる新しい国家を創設することに合意し（社会契約）、その合意文書として憲法を定め、そこに「国民」という唯一の法的身分を設けて「法の下での平等」を確立しました。このような国家が近代国家です。領土には国民しかいないのですから、主権は必然的に国民のものになります。したがって、近代国家は国民主権国家、すなわち自国のことを国民が決める国家となりました。

ここで重要なのは、「近代国家は、近代国家を創設しようという人々の合意（社会契約）によって成立し、合意した人々が国民である」ということです。もちろん、「人々の合意」はフィクションであり、人々が合意していると「みなしている」に過ぎません。このフィクションは、自身の人生を自由に生きられなくてもよいとか、法の下での平等なんかいらなくとも、法律なんか定めなくてもいいなどという人は、まずいないだろうという想定（のもっともらしさ）によって支えられています。ともあれ、近代国家は、合意によって成立し、合意に基づいて運営されると説明されるのですが、先住民族については、土地の併合、国民への統合について合意があったとみなすことは困難です。こうして、先住民族を抱える諸国では、合意なく土地を併合し、合意なく国民に統合し、固有の文化に深刻な打撃を与え、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこんできたことが不正であった、と理解されるようになってきました。

◆用語解説【国民】

国民とは、近代国家の構成員という法的身分です。国民には、主権が認められ、憲法に明記されている様々な権利が保障されます。ほとんどの国々では、国民という法的身分は憲法に、その身分を取得できる要件は国籍法に定められています。

「国民」と、「人種」や「民族」は異なる概念です。いずれも人々を区別する概念ですが、「人種」や「民族」は、「性別」と同じように、法的身分ではありません。憲法に定められている法的身分が「国民」だけならば、国民すべてに権利を保障することが「法の下での平等」の要請であり、たとえば、「男性」だけに選挙権を保障することは認められません。

日本国憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」としています。これを受けて、国会は、国籍法にその要件を定めました。日本国憲法と国籍法から、「日本国民は、日本国籍を有する者」になります。国籍法4条は、「日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。」と定めているので、日本国民には、様々な民族が含まれています。

したがって、日本国民＝日本人という理解は、法学的観点からは誤りです。「日本国民には男性と女性がいる」と同様に、日本国民には、少なくとも、圧倒的多数を占める和人（大和民族）、先住民族であるアイヌ民族、帰化した人々がいます。

なお、アメリカ合衆国や台湾では、憲法に「インディアン・トライブ」や「原住民族」という身分も設けられており、その身分を取得できる要件も法律に定められています。そのため、「インディアン・トライブ」や「原住民族」だけに特別な権利を保障することも可能です。アイヌ施策推進法に国連宣言の「先住民族の権利」が反映されていないのは、日本国憲法に「国民」という法的身分しかないためでもあります。